

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地)は、平成26年4月1日に8%へ、令和元年10月1には10%へ引き上げられました。これらの引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、高齢者、障害者、児童の福祉など社会保障施策の経費に充てることとされています。

令和5年度旭市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 860,000千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11,161,644千円

※社会保障4経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化に対処するための施策に要する経費です。

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

区 分	予算科目			令和5年度 予 算 額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費 税交付金(社会 保障財源化分)
					国・県 支出金	地方債	その他		
社会福祉	3 民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	106,963	22,267		3,578	81,118	10,646
			2.障害者福祉費	1,710,821	1,215,297		12,480	483,044	63,392
		2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	76,472	3,079		4,849	68,544	8,995
			2.後期高齢者医療費	6,867			1,896	4,971	652
			3.生活支援費	28,604			18,606	9,998	1,312
			4.介護保険費	147	109			38	5
		3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	1,031,004	532,624		50,632	447,748	58,760
			2.母子父子福祉費	261,515	92,913			168,602	22,126
			3.児童措置費	839,807	707,893			131,914	17,312
			4.児童福祉施設費	3,188	0			3,188	418
			5.障害児福祉費	216,184	146,487		9,746	59,951	7,868
			6.保育所費	1,250,251	508,981	1,900	158,591	580,779	76,218
		4.生活保護費	2.扶助費	688,110	516,082		15,000	157,028	20,608
保健衛生	4 衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,363,867	175	10,700	17,028	2,335,964	306,559
			2.予防費	292,534	9,460		2,228	280,846	36,857
			3.母子保健費	111,982	47,816		2,526	61,640	8,089
社会保険	3 民生費	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	498,237	305,961			192,276	25,233
		2.老人福祉費	2.後期高齢者医療費	821,517	135,687			685,830	90,004
			4.介護保険費	853,574	53,887			799,687	104,946
合 計				11,161,644	4,298,718	12,600	297,160	6,553,166	860,000

※人件費、事務費及び基金積立金等については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当しています。